

合併処理浄化槽補助事業の 取扱いについて

令和7年4月

1. 補助の対象となる建物

(1) 専用住宅：個人住宅

(2) 併用（兼用）住宅：住居と業務部分が併用する住宅

※居住の部分と業務用の部分が直接結合していること。

※業務部分の面積は、延べ面積の2分の1以下で50㎡未満であること。

2. 補助の対象とならない場合

(1) 企業その他の事業者の従業員、もしくは関係者の居住に供する場合

(2) 補助対象者及び同居予定者（している者を含む）のいずれかが市税等を滞納（本市に住所を有しないものにあつては居住する市区町村の税を滞納）している場合

(3) 公共事業等の移転補償として、該当する浄化槽の設置に係る補償を受けている場合、又は受けようする場合。

(4) 賃貸又は販売あるいは、別荘等自らの居住を目的としない場合。

(5) 汚水処理未普及解消とならない場合（災害の場合は除く）。

(6) 過去に当市（旧美都匹見含む）において合併浄化槽に係る補助金を受けた者の申請の場合（災害の場合は除く）。

(7) 交付申請時において住所が合併浄化槽の設置場所でない交付申請者にあつては、合併浄化槽の設置完了後1年以内に設置場所に住所の異動ができない者。

3. 補助対象区域益田市全域（なお、下記①、②は補助対象とはなりません。）

対象外 ①公共下水道及び農業集落排水、コミュプラ等の供用開始区域

②公共下水道事業計画区域（事業認可区域）

4. 補助の対象となるもの

(1) 対象経費

●合併浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）の設置及び改築に要する費用

・ 本体、ブロワ配管に係る工事費用とする。

※環境配慮型浄化槽の基準が平成31年度より変更となっており、消費電力基準を超える場合には、補助対象となりません。

●既存単独処理浄化槽の撤去に要する費用

・ 撤去に関する補助金の額は、「5. 補助金の額」を、その他詳細事項は「9. 既存単独浄化槽撤去費補助について」を参照

●宅内配管工事に要する費用（既存単独浄化槽からの転換の場合のみ）

・ 配管工事に関する補助金の額は、「5. 補助金の額」を、その他詳細事項は「10. 宅内配

管工事費助成について」を参照。

●積雪対策工事等に関する費用（旧匹見町のみ）

・積雪対策工事に関する補助金の額は、「５．補助金の額」を、その他詳細事項は「１１．積雪対策工事費助成について」を参照。

（２）対象期間

●交付申請は、令和８年２月２７日（金）まで

補助金の実績報告は令和８年３月１９日（木）までに提出すること。

交付決定前に浄化槽工事に着工した場合には補助の対象となりません。

実績報告後、年度中に通水検査ができるものが対象です。

５．補助金の額

（１）合併浄化槽設置

補助対象となる建物の延床面積	人槽区分	補助金の額 （単独転換及び くみ取転換）	補助金の額 （左記以外）
住宅部分 150 ㎡以下	５人槽	332,000 円	166,000 円
住宅部分 150 ㎡超え	７人槽	414,000 円	207,000 円
浴室及び台所が２つ以上ある住宅	１０人槽	548,000 円	274,000 円

※人槽区分は、住宅部分の面積で判断します。

※設置に要した費用が補助金の額を下回る場合は、設置に要した費用を上限とします。

（２）既存単独処理浄化槽完全撤去

補助金の額	備考
上限 90,000 円	既存単独処理浄化槽の撤去に要する経費の額と 90,000 円を比較して少ない方の額

（３）単独浄化槽からの転換にかかる宅内配管工事に要する費用

補助金の額	備考
上限 300,000 円	単独処理浄化槽からの転換に際し、宅内配管及びます の設置にかかる経費の額と比較して少ない方の額。

※水廻りのリフォーム等既存住宅に与える影響が極めて軽微な転換であることが条件。（建替えに伴う場合や増築、あるいは大規模改築に伴うものは一部を除き対象外。）

(4) 積雪対策に要する費用（旧匹見町のみ）

人槽区分	補助金の額 (単独転換及び くみ取転換)	補助金の額 (左記以外)
5人槽	20,000円	10,000円
7人槽	27,000円	13,000円
10人槽	40,000円	20,000円

6. 申し込み方法

申請書に必要事項を記載の上、下記の添付書類をつけて提出してください。

（補助金申請から交付までの流れは別紙「浄化槽補助事業の手続きフロー」参照。）

申請書添付書類

- (1) 浄化槽にかかる見積書または契約書の写し

※（契約書の写しの場合は浄化槽本体費用と設置工事別の内訳書を添付）

- (2) 登録浄化槽管理票（C票）及び浄化槽登録証の写し

- (3) 保証登録証（市町村用）

- (4) 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置（変更）計画書の写し

- (5) 設置場所付近の見取図（排水経路を記入すること。）

- (6) 建物平面図（延床面積を表記すること。）及び配置図（放流先を表記すること。）

- (7) 浄化槽構造図（国土交通大臣型式認定書の写し等）

- (8) 検査事務手続委託書の写し

- (9) 浄化槽設備士免状の写し

- (10) 市税等納付状況等確認承諾書（様式第1号）（本市に住所を有しない者にあつては、居住する市区町村において交付を受けた市区町村税の滞納がない旨を証明する書類（写し不可））

※確認承諾書は必ず提出ください。益田市に住所がある方については、完納証明書の提出は必要ありません。

- (11) 既存単独処理浄化槽撤去費の助成を受けようとする場合は、当該撤去に係る見積書又は契約書の写し並びに既存単独処理浄化槽の配置図、配管図及び現況写真

- (12) 宅内配管工事費の助成を受けようとする場合は、当該工事に係る見積書又は契約書の写し並びに既存の建物平面図及び工事計画書

- (13) 積雪対策工事等の助成を受けようとする場合は、当該工事に係る見積書又は契約書の写し

- (14) 誓約書（様式第2号）

- (15) 内容証明書（様式第3号）

7. 申し込み期限

令和8年2月27日(金)まで随時受付

ただし、予算に限りがありますので申請数が多い場合は期限より先に受付を締め切らせていただくこととなります。

8. 実績報告

実績報告書に必要事項を記載の上、下記の添付書類をつけて提出してください。

実績報告書添付書類

- (1) 工事完了検査チェックリスト（ホームページに様式あり）
- (2) 浄化槽維持管理契約書の写し
- (3) 工事写真（各施工工程及び竣工時の写真）

※よく状況写真が添付されていないもの

・基礎砕石、基礎コン、スラブの厚み

・スラブの配筋時のスペーサーの設置状況

・くみ取り転換の場合のくみ取り槽を埋めた状況、ただし撤去が原則

浄化槽写真（型式が確認できる写真）

ブロー写真（設置状況及び消費電力のワット数が確認できるアップ写真）

- (4) 竣工平面図
- (5) 工事費領収書の写し
※申請時に提出した見積書または契約書の内容から変更がある場合は、領収金額の内訳が判る見積書等を添付するものとする。
- (6) 単独転換又はくみ取転換として補助を受ける場合は、当該既存くみ取式便所又は単独処理浄化槽の廃止の状況を示すもの
- (7) 既存単独処理浄化槽撤去費の助成を受ける場合は、当該既存単独処理浄化槽の処分状況の写真、清掃、撤去工事及び廃棄物処理に要した経費に係る領収書の写し並びに産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し
- (8) 宅内配管工事費の助成を受ける場合は、当該工事に係る写真及び工事に要した経費の領収書の写し
- (9) 積雪対策工事等の助成を受ける場合は、当該工事に係る写真及び工事に要した経費の領収書の写し

9. 既存単独浄化槽撤去費補助について

- (1) 新設する合併処理浄化槽と同一敷地内の既存単独処理浄化槽を完全撤去するものであること。
- (2) 新設する合併処理浄化槽は、浄化槽設置補助金の対象となるものであること。

- (3) 当該浄化槽に係る撤去及び新設を交付決定後に着工し、実績報告までに完了するものであること。
- (4) 処分する既存単独処理浄化槽については、次の全てが行われること。
- ①清掃（洗浄、消毒、汚泥処理等）
 - ②撤去（既存単独処理浄化槽を掘り起こし完全撤去する）
 - ③運搬から最終処分までの廃棄物の処理
- (5) 申請書に添付する見積書または契約書において撤去に係る経費とは、清掃、撤去工事、廃棄物処理の費用をいう。
- (6) 実績報告書に添付する処分状況の写真は下記とする。
- ①清掃（洗浄、消毒、汚泥処理等）の状況
 - ②撤去した既存単独処理浄化槽の状況
 - ③撤去場所の埋め戻し前の状況（完全除去が確認できること）

10. 宅内配管工事費補助について

- (1) 新設する合併処理浄化槽は、浄化槽設置補助金の対象となるものであること。
- (2) 当該配管工事を交付決定後に着工し、実績報告までに完了するものであること。
- (3) 単独浄化槽からの転換が、水廻りのリフォーム等既存住宅に与える影響が極めて軽微な転換であること。
- ※金額の正式確定は完成検査の後になります。工事の内容次第では、配管補助対象外となる場合もあります。
- ※浄化槽法法定検査（7条、11条）を必ず受検してください。

11. 積雪対策費補助について

- (1) 新設する合併処理浄化槽は、浄化槽設置補助金の対象となるものであること。
- (2) 当該積雪対策工事を交付決定後に着工し、実績報告までに完了するものであること。
- (3) 旧匹見町において実施されるものであること。

12. 補助金申請に係る書類について

補助金申請から完了までに提出する下記書類は益田市HP下水道課の「申請書式一覧（浄化槽）」からダウンロードできます。

- ・補助金等交付申請書
- ・市税等納付状況等確認承諾書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・内容証明書（様式第3号）
- ・補助金等計画変更等承認申請書

- ・補助事業等着手届
- ・補助事業等完了届
- ・補助事業等実績報告書
- ・補助金等交付請求書

※請求書の請求日は必ず無記入でお願いします。

- ・チェックリスト

13. その他について

【申請者さまへのお願い】

- ・交付申請時において、市税等に未納がありますと完納されるまで交付決定ができません。
- ・補助金の入金の実績報告、通水確認（検査）後、再度市税等の納付状況や転居状況を確認いたします。市税等に未納がありますと完納されるまで、補助金の確定ができませんので時間を要します。場合によっては補助金取消となりますのでご注意ください。

【浄化槽工事業者さまへのお願い】

- ・浄化槽工事は、工事現場で浄化槽設備士が実地に監督してください。
- ・浄化槽の施工要領書や浄化槽工事の技術上の基準などの諸法令を確実に守って工事をしてください。
- ・基礎コンクリートのかわりに薄い基礎版（KBプレート等）を利用される場合には、必ず保健所への浄化槽設置届出時に施工図を添付し、確認を受けてください。また利用にあたっては、施工上の注意を十分に考慮し、設置する浄化槽設備士の責任において利用してください。
- ・補助対象区域であっても昨年度と同様に「污水处理未普及解消とならない場合」等補助対象とならない事例もありますので、疑義等がある場合には、申請前に問い合わせをお願いします。
- ・宅内配管工事費の助成を受ける場合や申請者様の納税状況によっては、交付決定までに時間がかかることも考えられますので、工期に余裕をもったの申請をお願いします。
- ・宅内配管工事費補助を受ける場合には、交付申請時において、既存の配管設備についても確認し、図面に図示するなどの対応をお願いします。工事の施行中においては、配管撤去や配管敷設の状況がわかる写真を撮ってください。

【転換にかかるお願い】

- ・使用を廃止する単独処理浄化槽やくみ取り槽については、撤去、埋め戻しにかかわらず、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を実施してください。
- ・使用を廃止する単独処理浄化槽やくみ取り槽については、撤去が原則で、安易な埋め戻しは廃棄物の不法投棄となります。埋め戻しを検討中の方は、事前に益田保健所に十分な確認をお願いします。